

別表

| 助成の種別 | 対象分譲地 | 対象者 | 助成内容 | | 条 件 | 申請期限 | 申請書添付書類 |
|--------------------------------|-------------------|---|--|--|--|--|---|
| | | | 助成対象 | 助成額 | | | |
| 住環境整備助成 (※1) | 公社タウン蔵王みはらしの丘 | 左欄の分譲地の住宅又は宅地の譲渡契約をした方 | 花壇・垣根・樹木等の工事に要した費用 | 左欄の費用の8/10の額ただし、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入助成」の助成額と合わせて30万円/区画限度 | 工事の実施の事実が確認できること。 | ①住宅分譲 住宅の引渡日から1年 ②宅地分譲 土地の引渡日から3年 | ・工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し |
| | ”なでしこの里”天童山口(第2期) | 左欄の分譲地の住宅又は宅地の譲渡契約をした方 | (1)樹木の購入及び植栽に要した費用 (2)耕土の購入及び入替に要した費用 (3)雨水タンクの購入費用 (4)生ゴミリサイクル機器の購入費用(天童市補助金を受ける場合にあっては、当該補助金を控除した額) | 左欄の費用の額ただし、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入助成」と合わせて30万円/区画限度 | 工事の実施又は購入の事実が確認できること。 | ①住宅分譲 住宅の引渡日から1年 ②宅地分譲 土地の引渡日から3年 | 全ての助成対象 ・領収書の写し (1)及び(2)の助成対象 ・工事内訳書 ・施工写真 (4)の助成対象 ・市補助金決定通知書の写し |
| 定住促進助成 (※1) | 全団地 | 平成29年4月1日以降に住宅又は宅地の分譲申込をした方で、次のいずれかに該当する方 (1)申込時点で県外に住所のある方 (県内の企業・行政機関等で採用された方が、転勤等の事情により県外に居住している場合を除く) (2)東日本大震災により被災した方で被災地の市町村が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」を有する方 (3)平成23年3月11日時点で福島県に居住していた方 | — | 50万円/区画 | 購入した住宅又は宅地に定住したことが確認できること。 | 分譲契約時 | (1)の対象者にあつては次の書類 ・申込時の住民票抄本 ・定住時の住民票抄本 (2)及び(3)の対象者にあつては次の書類 ・り災証明書又は被災証明書 ・住民票抄本又は外国人原票記載事項証明書及び運転免許証の写し、健康保険証の写し、公共料金の領収書の写しのいずれか ・その他公社が必要と認める書類 |
| 再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入助成 (※1) | 全団地 | 平成25年4月1日以降に住宅又は宅地の譲渡契約をした方 | (1)太陽光発電設備 (2)木質ペイマス燃焼機器 (3)太陽熱利用装置 (4)地中熱利用空調装置 (5)ガスジョエレーション (6)風力発電設備 | 1kw当たり3万円(上限29.9万円) 1/3(上限10万円) 1/10(上限5万円) 1/10(上限20万円) 1/10(上限5万円) 1/10(上限20万円) | 発電出力10kw未満 ペレットストーブ・チップストーブ・薪ストーブ・モカライトストーブ 集熱面積2㎡以上 COP3.0以上 エコイル・エネファーム 総合効率80%以上(LHV基準) 東北電力の系統に係されたもの | ①住宅分譲 住宅の引渡日から1年 ②宅地分譲 土地の引渡日から3年 | ・一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター、山形県又は所在市から交付決定された交付決定(額の確定)通知書の写し ・(1)の対象者にあつては、上記補助金申請に係る実績報告書等の写し(発電最大出力が分かる書類) ・上記の交付決定通知書がない場合は、公社が必要と認める書類 |
| | | | (1)～(6)毎に各1回を限度(千円未満切捨)、かつ、(1)～(6)の合計の上限が30万円/区画 | | | | |

別表

| 助成の種別 | 対象分譲地 | 対象者 | 助成内容 | | 条 件 | 申請期限 | 申請書添付書類 |
|----------------------|---------------|--|-----------------------|--|---------------------------|--|---|
| | | | 助成対象 | 助成額 | | | |
| 有機EL照明器具導入助成 (※1) | 全団地 | 平成25年4月1日以降に住宅又は宅地の譲渡契約をした方 | 有機EL照明器具の購入及び設置費 | 公社が認めた購入及び設置費の2/3 (上限20万円/区画) | 県内企業により製品化された照明器具を設置すること。 | ①住宅分譲 住宅の引渡日から1年 ②宅地分譲 土地の引渡日から3年 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工写真及び完成写真 ・工事内訳書(メーカー名、機種名等仕様及び県内企業で製品化されたことが分かる書類) ・領収書の写し |
| 地盤改良費助成 (※1) | そよ風タウン嶋 | 左欄の分譲地の住宅又は宅地の譲渡契約した方で、そよ風タウン嶋の友の会に加入している方 | 地盤改良費(消費税及び地方消費税は除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅分譲の場合 上限100万円/区画 ・宅地分譲の場合 上限 50万円/区画 | 工事の実施が確認できること。 | ①住宅分譲 住宅の引渡日から1年 ②宅地分譲 土地の引渡日から4年 | <ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査結果の概要 ・地盤改良工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し |
| 分譲紹介料助成 (※2) | そよ風タウン嶋 | 左欄の分譲地の住宅又は宅地の譲渡契約をした方 | 先着順受付の区画 | 商品券(3万円)/区画 | 紹介した住宅又は宅地の引渡し完了すること。 | 被紹介者の分譲申込時 | 紹介カード (様式第4号) |
| | 公社タウン蔵王みはらしの丘 | 公社タウン蔵王みはらしの丘の友の会に加入している方 | | | | | |

(※1)公益・生活利便施設用地は助成対象外 (※2)次の方は対象外 ①被紹介者及びその同居家族、②ハウスメーカー等社員、③公社の役職員及びその三親等以内の親族